



# 島根県報

平成19年 8月21日 (火)  
第 1,907 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	( " )	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	3
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	4
小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間	(水 産 課)	4

### 公 告

採石業務管理者試験の実施	(河 川 課)	4
都市計画決定の図書の縦覧(3件)	(都 市 計 画 課)	5
開発行為に関する工事の完了	( " )	6

### 正 誤

平成19年 3月23日付け島根県報第1,864号中	(人 事 委 員 会)	6
---------------------------	-------------	---

## 告 示

### 島根県告示第681号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年 8月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林医院	松江市北堀町57番地 4	平成19年 8月 1日
ごうばら耳鼻咽喉科	浜田市黒川町213番地 1	平成19年 8月 1日

### 島根県告示第682号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年 8月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
林医院	松江市北堀町77番地2	平成19年7月31日
ごうばら耳鼻咽喉科	浜田市黒川町213番地1	平成19年7月31日

島根県告示第683号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年8月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 周晴会	松江市北堀町57番地4	居宅療養管理指導	林医院	松江市北堀町57番地4	平成19年8月1日
医療法人 周晴会	松江市北堀町57番地4	訪問看護	林医院	松江市北堀町57番地4	平成19年8月1日
医療法人 周晴会	松江市北堀町57番地4	介護予防居宅療養管理指導	林医院	松江市北堀町57番地4	平成19年8月1日
医療法人 周晴会	松江市北堀町57番地4	介護予防訪問看護	林医院	松江市北堀町57番地4	平成19年8月1日
社会福祉法人 豊心会	松江市西浜佐陀町1399-34	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 明翔苑	松江市西浜佐陀町1399-34	平成19年7月1日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町西河内1084-47	通所介護	デイサービスセンターもやいの家・ひきみ	益田市匹見町匹見イ50-1	平成19年7月17日
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町西河内1084-47	介護予防通所介護	デイサービスセンターもやいの家・ひきみ	益田市匹見町匹見イ50-1	平成19年7月17日
有限会社ライフスタイル東光	安来市広瀬町東比田950-1	通所介護	デイサービスかじかの郷	安来市広瀬町宇波482-21	平成19年8月1日
医療法人社団 水澄み会	浜田市三隅町河内451番地1	居宅介護支援	とびの郷ゆうなぎ居宅介護支援事業所	浜田市治和町214-1	平成19年8月1日

島根県告示第684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年8月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 周晴会	松江市北堀町77番地 2	居宅療養管理 指導	林医院	松江市北堀町77番地 2	平成19年 7月31日
医療法人 周晴会	松江市北堀町77番地 2	訪問看護	林医院	松江市北堀町77番地 2	平成19年 7月31日
医療法人 周晴会	松江市北堀町77番地 2	介護予防居宅 療養管理指導	林医院	松江市北堀町77番地 2	平成19年 7月31日
医療法人 周晴会	松江市北堀町77番地 2	介護予防訪問 看護	林医院	松江市北堀町77番地 2	平成19年 7月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	訪問介護	株式会社コムスン 雲南ケアセンター	雲南市三刀屋町三刀 屋1221 - 3 テナント ト昂101号	平成19年 5月23日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	介護予防訪問 介護	株式会社コムスン 雲南ケアセンター	雲南市三刀屋町三刀 屋1221 - 3 テナント ト昂101号	平成19年 5月23日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	訪問介護	株式会社コムスン 出雲ケアセンター	出雲市枝大津12 - 5 大北館1F	平成19年 5月24日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	介護予防訪問 介護	株式会社コムスン 出雲ケアセンター	出雲市枝大津12 - 5 大北館1F	平成19年 5月24日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	居宅介護支援	株式会社コムスン 出雲ケアセンター	出雲市枝大津12 - 5 大北館1F	平成19年 6月30日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	訪問介護	株式会社コムスン 松江ケアセンター	松江市乃白町334 - 6 のしらスイート ビル2F A号	平成19年 5月22日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	介護予防訪問 介護	株式会社コムスン 松江ケアセンター	松江市乃白町334 - 6 のしらスイート ビル2F A号	平成19年 5月22日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	居宅介護支援	株式会社コムスン 松江ケアセンター	松江市乃白町334 - 6 のしらスイート ビル2F A号	平成19年 4月1日

島根県告示第685号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成19年 8月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
早田 美和	神経内科	松江市立病院	松江市乃白町32 - 1	平成19年 7月30日
杉本 真一	外科	島根県立中央病院	出雲市姫原4丁目1 - 1	平成19年 7月30日
今村 竜治	整形外科	社団法人益田市医師会立 益田地域医療センター医 師会病院	益田市遠田町1917 - 2	平成19年 7月30日
大谷 順	外科	公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96 - 1	平成19年 7月30日

島根県告示第686号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年8月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
雲南市三刀屋町六重892 - 9（国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

島根県告示第687号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（機船手繰網漁業））に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

対象とする漁業の種類、操業区域等については、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業種類 小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（機船手繰網漁業））
- (2) 操業区域 北緯35度50分11秒（日本測地系35度50分）以北の隠岐地区沖合海面
- (3) 総トン数 10トン以上15トン未満
- (4) 隻数 1隻

平成19年8月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

許可及び起業の認可の申請期間

平成19年8月21日から平成19年8月27日まで

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

平成19年8月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 試験の日時  
平成19年10月12日（金）午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）
- 2 試験会場  
大田市大田町大田イ236 - 4  
島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室
- 3 試験の方法及び科目  
次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採取、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

#### 4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票にはること。（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

#### 5 受験手数料

8,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

#### 6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、各県土整備事務所、各（土木）事務所又は社団法人島根県採石協会

#### 7 受験願書等の提出先

〒690 - 8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

#### 8 受験願書等の受付期間

平成19年9月6日（木）から平成19年9月26日（水）まで

なお、郵送の場合は、平成19年9月26日の消印があるものに限り受け付ける。

#### 9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

#### 10 結果発表

試験結果は、平成19年10月30日（火）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

#### 11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852 - 22 - 5499）に照会すること。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）特別用途地区

#### 2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画

#### 2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
宍道都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）特別用途地区
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域  
出雲市大塚町750番1、751番、752番  
面積 3,201.50平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松江市西津田2丁目8番20号  
株式会社 ウェルネス湖北  
代表取締役社長 村上 い鈴

正 誤

平成19年3月23日付け島根県報第1,864号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	目次中	県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則	県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則